



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社エスイー
代表者名 代表取締役社長 森元 峯夫
(J A S D A Q ・ コード 3423)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 野島久弘
電話 03-3340-5500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、会社法第 426 条の定める取締役・監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 30 条(取締役の責任免除)、第 42 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、第 30 条の規定の新設に関しましては、監査役会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容（下線部は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行)	(削除)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(削除)
(単元未満株主の権利)	(単元未満株主の権利)
第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その保有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の株主は、その保有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利	(4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。	② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第13条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
	(以下、条数を繰り上げる)

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第30条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条（条文省略）</p> <p>（社外監査役の責任免除）</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月29日（月）
定款変更の効力発生日 平成21年6月29日（月）

以上